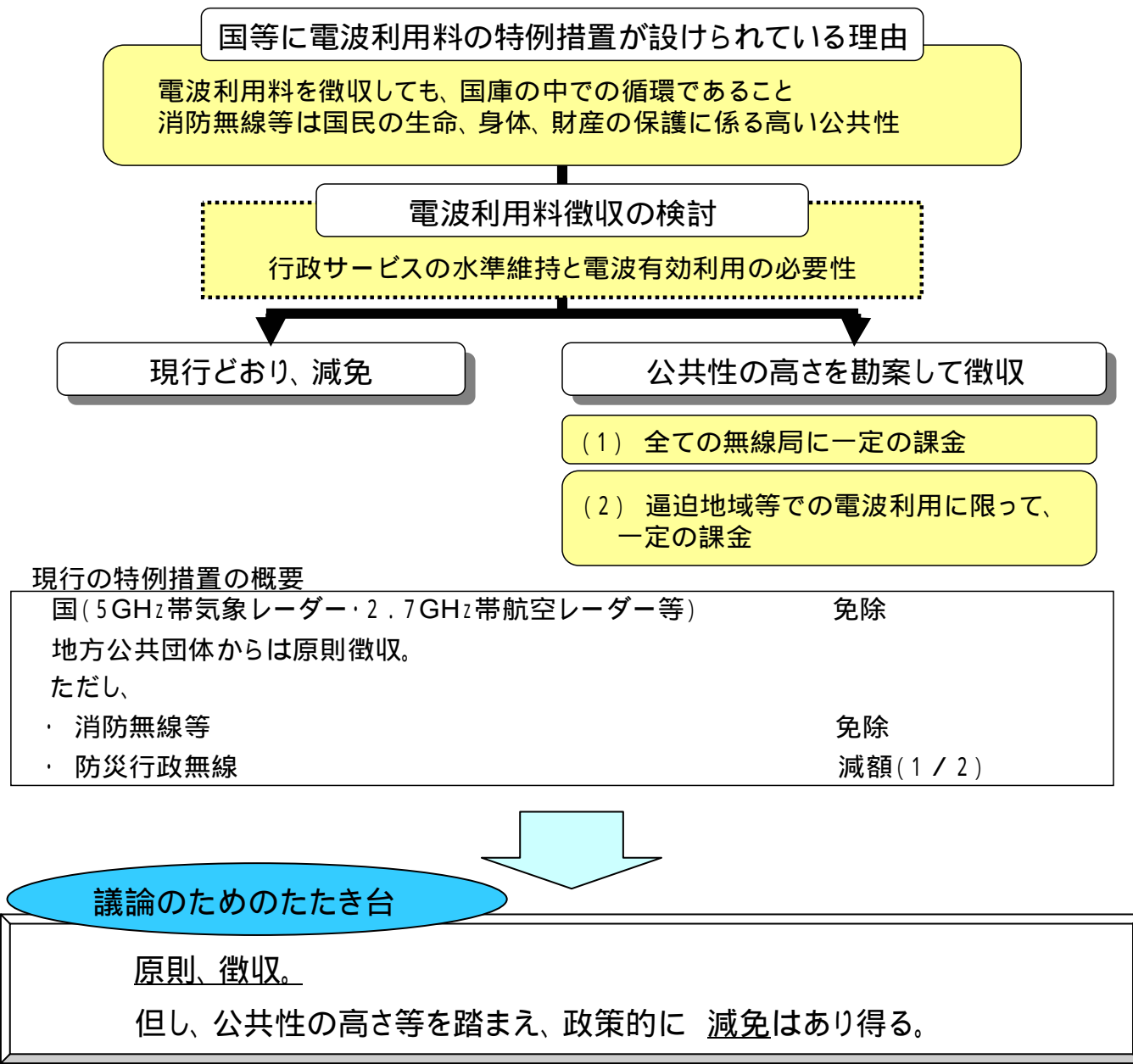


国及び地方公共団体の扱い



検討課題

「原則、徴収」

電波利用の主体が、国か地方公共団体で、区別すべきか否か。

- ・国庫循環論（他の手数料制度等では、通常、国は免除対象）
 - （法律制度論としての困難性についての指摘あり）
 - ア）他の公物占用料（道路占用料、河川占用料等）との整合性確保
 - イ）徴収者と被徴収者が同一の法人格であること
- ・電波利用共益事務の一部は一般財源で充当（人件費等）

電波利用料部会における議論

徴収者と被徴収者が同一の法人格であるのが、国庫循環論の本質。

地方公共団体については、「徴収者である国」と「被徴収者である地方公共団体」が法的に別人格である点が、国の国庫循環の議論と異なる。

業務の内容を考えると、公共性は国も地方公共団体も変わらない。

検討課題

「減免」

防衛、警察、消防等について、特に高い公共性があるとして、政策的に

「免除」まで認めることの適否

- ・公共性概念と経済的価値概念の関係整理

検討課題

国及び地方公共団体による電波の有効利用努力等の公表

国及び地方公共団体の電波利用状況調査結果の公表などを通じて、例えば消防無線のデジタル化などの取組みなどを国民一般に説明。

〔現状〕

国、地方公共団体を対象とした電波利用状況の評価は実施。
但し、政策的配慮から、公表は限定的。

電波利用料部会における議論

国、地方公共団体は、有効利用により利用料負担を削減したとしても、その分の予算を削減されるだけなので、有効利用インセンティブは働かない。また、利用料を転嫁する途もない。こうした中で説明責任という意味でも電波有効利用のための努力を公表するというの是一個の合理的なアイデア。

国や地方公共団体が自分で有効利用努力を証明しなければならないというのは良いアイデア。

電波の経済的価値を機会費用として捉え、どの程度機会費用が発生しているかを計算・公表すべきではないか。

国、地方公共団体の整理案

国及び地方公共団体(以下、「国等」という)からの電波利用料の徴収が適当とする意見は、国等の電波利用の実態が国民に公表されていないため、有効利用されていないのではないかと疑念が生じていることに起因と考えられる。

消防無線のデジタル化の推進など電波の有効利用努力や有効利用の実態について、国等が国民に説明責任を果たすことが重要な課題。説明責任を果たすことにより、国等においても、電波の有効利用に向けて一層のインセンティブが働くことを期待。

また、ワイヤレス産業の発展に必要な周波数の積極的な開放を行うには、国等の使用周波数帯の有効利用が不可欠。周波数再編方針においても、「国等の公的機関や公益企業が使用している周波数を含め、現行の考え方に捉われることなく、抜本的に周波数割当ての見直しを行う」とされているが、国等は、電波再配分による給付金の受給対象とされていないところ。

ワイヤレス産業の発展を図る観点からは、国等に対し、迅速な電波再配分への対応や使用帯域の圧縮に協力を求めることが、極めて重要な課題。

さらに、国からの電波利用料の徴収は、徴収者と被徴収者の法人格が同一という国庫循環の問題も、法技術的に大きな検討課題。別途、精緻な検討も必要。

当面は、国等は一般国民への説明責任の充実を図るとともに、ワイヤレス産業の発展のために周波数面での積極的な協力を進めることが、官民双方にとって有意義であり、かつ、現実的。

国等による今後の取組みを踏まえた上で、電波利用料を課さないことが電波有効利用の阻害要因になっていると認められる場合には、その段階で、国等からの電波利用料徴収の制度化を図ることが適当。